イ　なお、当委員会は、被請求団体が、令和５年３月決定が効力を生じたにもかかわらず、その後も要報告事項の一部について報告しなかったこと、被請求団体の建物において、教学用の書籍その他の団体の活動に用いられる多数の物品が、同決定以後、同決定においては使用が禁止されなかった場所に備え置かれるようになっていることなどを踏まえ、再発防止処分の実効性を確保し、無差別大量殺人行為の再発を防止するため、同決定において建物の一部を使用禁止とした９施設について、令和５年９月決定では、その使用禁止の範囲を拡張する必要性及び相当性を認めて、その旨判断した。

かかる必要性及び相当性は、現在においてもなお認められる上、前記のとおり使用禁止の範囲を拡張した同決定が効力を生じたにもかかわらず、被請求団体がその後も、本件各報告を含め、要報告事項の一部を報告しなかったことなどを踏まえると、同決定において建物の一部を使用禁止とした前記９施設の使用禁止の範囲については、令和６年３月決定、令和６年９月決定、令和７年３月決定、令和７年９月決定及び令和８年３月決定に引き続き本決定においても、北越谷施設の102号室を除き、これを縮小する特段の理由は見いだせない。

そうすると、令和５年９月決定、令和６年３月決定、令和６年９月決定、令和７年３月決定、令和７年９月決定及び令和８年３月決定と同様、建物内のトイレ、台所、廊下、玄関等も使用禁止の範囲に含まれることとなる。この点については、当委員会がこれらの決定で判断したとおり、法第８条第２項第２号の処分を受ける団体の役職員又は構成員は、「団体の活動として」又は「当該団体の用に供する目的で」当該処分により使用を禁止された建物を使用することが禁止されるのであり（法第９条第１項、第２項第２号）、トイレ、台所、廊下、玄関等を含め当該処分により使用を禁止された建物について、維持・管理を含め、その使用が、理由や目的等のいかんを問わず、一律かつ全面的に禁止されるわけではない。よって、前記のトイレ、台所、廊下、玄関等を使用禁止の範囲に含めたとしても、必要最小限度の規制として許容されるものと解される。

⑶　前記②（６月間、金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止する処分（法第８条第２項第５号）を行うこと）について

前記のとおり、被請求団体の資産の全体像や被請求団体内部の資金の動きについての把握が困難になっているから、資金的要素に係る危険な要素の質的・量的増大を防止して無差別大量殺人行為の再発を防止するため、６月間、金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止する処分を行うことは必要かつ相当であると認められる。

第６　結論

以上の次第で、被請求団体に対し、令和８年９月21日から起算して６月間、別紙物件目録記載１から15までの土地、建物の使用を禁止し、金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止する処分を行うこととする。

よって、主文のとおり決定する。

令和８年９月４日

公安審査委員会　委員長　團藤　丈士　印
委　員　外井　浩志　印
委　員　遠藤みどり　印
委　員　秋山　信将　印
委　員　小松　夏樹　印
委　員　永沢裕美子　印
委　員　三好　真理　印

別紙

物件目録

1	茨城県水戸市水府町1486番１及び1486番２の土地並びに同市水府町1486番地の２所在の建物（通称「水戸施設」）
2	千葉県野田市下三ケ尾字古和清水455番39の土地及び同市下三ケ尾455番地の39所在の建物（通称「野田施設」）
3	埼玉県八潮市大瀬五丁目６番地３所在の建物１階のうち、北端から２番目の区画（通称「八潮伊勢野施設」）
4	徳島県徳島市中島田町四丁目128番地の９所在の建物「後藤マンション」201号室及び202号室（通称「徳島施設」）
5	北海道札幌市豊平区美園一条三丁目１番24号所在の建物（通称「札幌施設」）のうち、１階、２階及び３階（ただし、東角の部屋、東角の部屋の北側に隣接する部屋及び南角の部屋（台所（キッチンカウンター及びその北側）を除く部分）を除く。）
6	北海道札幌市白石区本通十三丁目北１番39号所在の建物（通称「札幌白石施設」）のうち、１階、２階（ただし、南東角の部屋の北側に隣接する部屋を除く。）、３階（ただし、南東角の部屋を除く。）及び４階（ただし、北西角の部屋、南西角の部屋及び南西角の部屋から東側へ３番目の部屋を除く。）
7	埼玉県八潮市大字大瀬925番地１所在の建物（通称「八潮大瀬施設」）のうち、１階東側中央の部屋（区画）、１階北東角の部屋（区画）、２階北西角の部屋、２階西側中央の部屋、２階東側の部屋及び３階北側の部屋
8	東京都足立区入谷九丁目27番３号所在の建物（通称「足立入谷施設」）のうち、４階北東側の北側から１番目の部屋
9	東京都杉並区西荻北三丁目16番８号所在の建物「第六アサヒハイツ」（通称「西荻施設」）のうち、地下１階、１階、２階（ただし、201号室及び202号室（南東角の部屋を除く部分）を除く。）及び３階（ただし、302号室を除く。）
10	神奈川県横浜市神奈川区新町４番地11所在の建物「神奈川新町高島ビル」（通称「横浜施設」）のうち、１階、２階（ただし、南東角の部屋を除く。）、３階及び４階（ただし、北東角の部屋及び北東角の部屋の西側に隣接する部屋を除く。）
11	愛知県名古屋市中区千代田五丁目21番１号所在の建物「ケイアンドエスビル」１階東側、２階、３階及び４階（通称「名古屋施設」）のうち、１階東側、２階、３階（ただし、西側の部屋、西側の部屋から東側に３番目の部屋及び北東角の部屋の西側に隣接する部屋を除く。）及び４階（ただし、北東角の部屋を除く。）
12	京都府京都市南区上鳥羽鍋ケ淵町507番地所在の建物（通称「京都施設」）のうち、地下１階、１階、２階及び３階（ただし、南西角の部屋、南西角の部屋の東側に隣接する南側の部屋及び南西角の部屋の東側に隣接する北側の部屋を除く。）
13	大阪府大阪市生野区新今里三丁目10番13号所在の建物（通称「生野施設」）のうち、１階（ただし、南西角の部屋、南西角の部屋の東側に隣接する部屋、南西角の部屋から北側へ３番目の部屋、南西角の部屋から北側へ４番目の部屋及び北西角の部屋を除く。）及び２階
14	福岡県福岡市博多区住吉五丁目３番１号所在の建物「三鈴ビル」401号室、402号室、601号室及び602号室（通称「福岡施設」）のうち、401号室、402号室及び602号室
15	埼玉県越谷市北越谷一丁目20番６号所在の建物「さくらマンション」（通称「北越谷施設」）のうち、301号室、303号室、401号室及び402号室